



2020年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社共和コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 宮本 和彦  
(コード番号 6570 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画室長 澤田 亮  
(TEL. 026-227-7712)

### 第三者委員会の調査報告書受領と業績に与える影響、再発防止策等について

当社は2020年2月3日付「当社における不適切な取引の判明に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の取引先である株式会社アーネスト（大阪府大阪市、以下「アーネスト」という。）の破産を発端に、当社とアーネストとの取引の一部において架空循環取引の疑義が生じたことから、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会（以下、「第三者委員会」という。）を設置し、事実関係解明のための調査を進めて参りました。

本日、第三者委員会より「調査報告書」を受領するとともに業績に与える影響を確定し、併せて再発防止策等について下記のとおりお知らせ致します。

当社は、今回の事態に至った事実を真摯に受け止め、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げるとともに、信頼回復に向けて、社員一丸となって再発防止に取り組む所存でおります。

#### 記

##### 1. 第三者委員会について

###### ① 構成

委員長 高橋聖明 弁護士（高橋法律事務所）  
委員 田下佳代 弁護士（田下法律事務所）  
委員 弓場法 公認会計士（弓場会計事務所）

###### ② 目的

- ・アーネスト、当社及びB社間の架空取引の疑義および担当者による競業取引に関する事実確認調査
- ・前号に類似する取引の有無の調査
- ・本件が生じた原因の分析と再発防止策の提言

### ③調査の概要

- ・調査実施期間 2019年12月26日から2020年3月9日
- ・調査内容 関連資料の精査、関係者インタビュー、デジタルフォレンジック調査、機器販売事業のうち実在性が疑われる取引の調査、類似取引の調査

## 2. 第三者委員会の調査結果について

第三者委員会の調査結果概要につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。なお「調査報告書」につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、個人名及び会社名等をアルファベットに置き換えております。

第三者委員会による調査の結果は以下のとおり報告されております。

- ① 当社がB社から仕入れ、アーネストに販売している商品の多くがアーネストからB社に販売されていること、つまり、循環取引であったことが明らかとなった。また当該取引について機器を保管しているはずの倉庫業者に確認したところ、過去から保管の事実はないと述べたことから、当該取引は架空取引に基づく資金循環であると認められる。
- ② 当社役職員のうち、架空取引に基づく資金循環であることを認識していたと認められる者は存在しない。
- ③ 当社社員は、当社における中古ゲーム機の仕入販売取引を担当してきたところ、上記商流の中に自らが設立に関与した会社等3社を介在させ、自ら利益を得ていた。当社社員は、共和コーポレーションの社員でありながら、同業の会社を設立する等して競業取引を行っていたと認められる。
- ④ 当社社員が仕入先であるB社に対して、仕入価額を調整・水増しして多く支払う等の取引を行い、B社に資金をプールしていた事実も認められる。

## 3. 業績等に与える影響について

本件調査の結果、2015年度から2019年度上期までの間に、不適切な会計処理が実施されていたと認められた取引について、過年度の財務諸表の訂正を行います。これまでの調査から、直接間接にB社から当社を経由してアーネストに至る取引は、物品の売買取引ではなく架空取引に基づく資金循環と認められることから、会計上はこれら取引に関連する売上高、売上原価、売掛金、買掛金を消去しております。また、当社が負担すべきでない運賃等についても修正が必要となります。その結果、2015年7月以降の取引による過去の当社連結財務諸表及び当社財務諸表に与える影響額は以下のとおりです。

(単位：円)

期	期間	売上	売上原価	粗利益
30	2015年4月1日～2016年3月31日	35,170,000	33,078,000	2,092,000
31	2016年4月1日～2017年3月31日	144,271,200	137,481,000	6,790,200
32	2017年4月1日～2018年3月31日	324,422,000	308,816,600	15,605,400
33	2018年4月1日～2019年3月31日	624,334,000	585,204,800	39,129,200
34	2019年4月1日～2019年12月31日	590,970,000	557,172,000	33,798,000
	合計	1,719,167,200	1,621,752,400	97,414,800

(注1) 当社社員の不正にかかる取引のうち、B社へのプール金は上記の消去に含まれます。

#### 4. 再発防止策について

当社は第三者委員会の調査結果から、中古機器取引に対するリスク管理の強化、業務プロセスの見直し、ジョブローテーションの実施、コンプライアンス意識の醸成、管理部門の強化等に関する指摘があり、それらを踏まえた再発防止策に関する提言を真摯に受け止め、本日の取締役会において、以下の再発防止策を実施することを決定致しました。

##### ① リスク管理の強化

今回の事象を踏まえ、商品販売業務に関する社内規程や業務フローの厳守を徹底し、恣意的な運用を排除いたします。

また新しい取引類型の発生や、現状の取引に変化が生ずる場合は、リスク管理規程に基づき、リスクの把握とその分析・評価を実施したうえで対応方法を決定し、適時適切に内部統制を整備し、運用いたします。

##### ② 業務プロセスの見直し

商品販売業務に対するチェック機能や牽制機能を強化するため、回収サイトの延長や取引条件の変更等イレギュラーな事項については承認ルートや決裁権限の見直しを行うと共に、決裁通りに実施されているかを確認します。

また一定額を超える与信限度設定は経営会議に付議し、多面的かつ詳細な検討を行ったうえで決裁することとします。

なおディストリビューター間の中古機器の直送取引については、取引時点での現物確認を必須とし、その取引状況を経営会議に報告することとします。

##### ③ ジョブローテーションの実施

長期間にわたり同一の者に特定の取引先を担当させること等により、業務が属人的になることを防止するため、管理職を含めたジョブローテーションの実施や複数人での業務遂行により、業務の透明性を高めます。

#### ④ 内部統制・内部監査の強化

内部統制については、全従業員を対象とした e ラーニング等でその必要性や重要性への理解を深めます。

その上で各部門において業務プロセスの自己点検を行うことにより、各業務に対する当事者意識を高め、自律的なリスクマネジメント体制を構築いたします。

また管理部門においては、内部統制の体制及びリスクに対するモニタリング機能を強化いたします。

内部監査については、直送取引等リスクの高い業務を重点的に実地監査すると共に、監査等委員や会計監査人との連携・意見交換を更に強化し、不正等の未然防止や早期発見を図ります。

#### ⑤ コンプライアンス意識の醸成

ガバナンス、コンプライアンスに対する意識向上及び法令遵守の徹底を図り、加えて業務上発生し得るリスクに対する感度を高めるため、全役員に対し顧問弁護士や法律顧問による講習（2回/年）を実施いたします。

従業員に対しましては、実務に則したコンプライアンス教育や研修を実施し、法令及び社内規程遵守に対する意識向上を図ると共に、全従業員へのアンケートによる浸透調査を行い、不正を許さない環境づくりを進めてまいります。

また内部通報制度の浸透と利用促進により、不正等の未然防止や早期発見を図ります。

再発防止策については、既にそのうちの一部の業務プロセスの見直しやコンプライアンス意識の醸成等の改善に着手しておりますが、すべてについて 2020 年 5 月末までには具体的行動に移し、再発防止の徹底に努めて参ります。

### 5. 経営責任等の明確化

本件に係る経営責任を重く受け止め、取締役会にて下記のとおり、本事案が発生した部署を所管する常務取締役は降格処分、その他の監督責任を問うべき取締役は本年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間、報酬減額を決議致しました。

・常務取締役	降格（2020年4月1日付）
・代表取締役社長	30%×3ヶ月
・専務取締役	10%×3ヶ月
・取締役（2名）	10%×3ヶ月

なお本件に関係した当社社員につきましては、当社規則に則り、厳正に処分致します。

以上

# 調査報告書

2020年3月13日

## 目次

### 第1章 調査目的・手続等

第1 経緯 .....	1
第2 調査の目的 .....	1
第3 調査体制 .....	2
第4 調査手続の概要	
1. 調査の実施期間.....	2
2. 関連資料の調査.....	2
3. インタビューの実施.....	3
4. メール等電子ファイルの調査	
(1) 共和におけるメール等の概要と調査対象データ .....	4
(2) ドキュメントデータ・メールデータの保全 .....	5
(3) 削除ファイルの復元 .....	5
(4) ドキュメントデータ・メールデータの抽出 .....	5
(5) 対象データのレビュー .....	5
(6) メール等電子ファイル調査の対象者 .....	5
(7) その他.....	6
5. 類似取引の調査 .....	6
6. アンケートの実施.....	7
第5 調査に関する留意事項 .....	7

### 第2章 調査結果

#### 第1 本件取引の概要

1. 共和の事業概要 .....	8
2. 中古機器販売の状況 .....	9
3. 本件取引の概要 .....	9
4. 本件調査に主に関連する組織.....	10

## 第2 調査結果

1. 調査結果の概要 .....	11
2. 架空循環取引に関する調査の経過及び結果	
(1) A社の破産 .....	13
(2) 循環取引の認定 .....	15
(3) 架空取引の認定 .....	19
(4) 架空循環取引 .....	20
(5) 本件取引における共和の役割および認識 .....	25
① a氏の業務内容および本件取引における役割 .....	25
② a氏の循環取引の認識 .....	25
③ 共和における当該取引の管理 .....	27
④ その他共和の役職員の本件取引の認識 .....	27
⑤ 結論 .....	29
(6) 類似取引の有無の調査 .....	29
① 新品取引 .....	30
② 中古ゲーム機取引 .....	30
3. a氏の不正行為に関する調査 .....	31
(1) B社へのプール金取引	
① B社へのプール金取引の概要 .....	31
② プール金取引実行の動機 .....	32
(2) a氏の競業取引の調査	
① 競業取引の概要 .....	32
② a氏による競業取引の動機 .....	34
(3) 売上計上の意図的遅延 .....	34
(4) 不正に関する件外調査 .....	35
4. 結論 .....	36
(1) 架空循環取引 .....	36
(2) 不正取引 .....	36

第3 財務諸表等への影響について .....	37
第4章 発生の原因分析	
第1 架空取引に基づく資金循環取引 .....	38
1. 業界の商取引上のルール .....	38
2. 保管証明の偽造等 .....	38
3. 業界環境の分析が不十分 .....	39
4. リスク分析が不十分 .....	39
5. 与信管理の不徹底 .....	39
6. 在庫管理の不備 .....	40
7. 取引にあたっての現物確認 .....	40
第2 a氏の不正 .....	41
1. B社へのプール金の存在 .....	41
2. 競業取引 .....	41
3. 売上時期の意図的遅延 .....	41
第3 管理部門の機能	
1. コンプライアンス体制 .....	42
2. 適時開示 .....	42
第5章 再発防止策の提言	
1. リスク管理の強化 .....	43
2. 業務プロセスの見直し .....	43
3. ジョブローテーションの実施 .....	43
4. コンプライアンス意識の醸成 .....	43
5. 管理部門の強化 .....	43
6. 最後に .....	44



# 調査報告書

## 第1章 調査目的・手続等

### 第1 経緯

株式会社共和コーポレーション（以下「共和」という。）は、A社に対してアミューズメント機器（ゲームセンターに設置してある業務用ゲーム機をいう）等を販売する取引を行っており、その取引額は年々拡大してきた。

ところが、2019年12月2日、A社代理人弁護士より同日をもって事業を停止する旨の通知が共和に届いた。その後、A社は同月12日に大阪地方裁判所に自己破産を申立て、同月16日破産手続開始決定を受けた。

これにより、共和はA社に対する約145百万円の売掛金（中古ゲーム機販売にかかる売掛金は約142百万円）が回収不能となる可能性が生じた。

共和は、12月2日以降、債権回収のために情報収集を行っていたが、その過程で共和と同様にA社に対して債権を有する会社関係者やA社への販売商品の共和における仕入先であるB社、また倉庫業者にインタビューした結果、A社との取引が現物の伴わない架空取引であった疑義が生じた。

また、当該取引について、社内調査を進めていく過程で、担当していた共和社員が架空取引である事実を知っていた可能性や、A社との取引に関連して当該社員が競業をしているとの情報があったため社内のみでは十分な調査を行うことができないと判断し、同年12月26日に第三者委員会（以下「当委員会」という。）が設置され、調査を行うこととなった。

### 第2 調査の目的

当委員会が実施する調査の目的は以下のとおりである。

- ① A社、共和及びB社間の架空取引の疑義および担当者による競業取引に関する事実確認調査
- ② 前号に類似する取引の有無の調査
- ③ 本件が生じた原因の分析と再発防止策の提言

### 第3 調査体制

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長：高橋聖明（弁護士 高橋法律事務所）

委員：田下佳代（弁護士 田下佳代法律事務所）

委員：弓場 法（公認会計士 弓場公認会計士事務所）

調査補助者として、株式会社 KPMG FAS の公認会計士およびデジタルフォレンジック専門家、計 15 名を起用した。

### 第4 調査手続の概要

#### 1. 調査実施期間

当委員会は、2019 年 12 月 26 日に設置され、2020 年 3 月 9 日までの間、調査及び調査結果に基づく検討を実施した。また、調査委員会は 10 回開催した。

#### 2. 関連資料の調査

本件調査にあたって、調査対象とした主な資料は以下のとおりである。

- ・商品の販売データ及び商品の仕入データ（2015 年 4 月～2019 年 12 月）
- ・仕訳データ（2015 年 4 月～2019 年 12 月）
- ・商品受払簿
- ・本件取引の関連証憑（仕入先からの納品書・請求書、販売先への請求書の一部）
- ・A 社・B 社との取引基本契約書
- ・A 社に対する与信限度申請書
- ・B 社からの仕入についての稟議書（支払条件変更）
- ・重要な会議体である取締役会、監査等委員会の議事録及び添付書類で、本件調査に関連するもの
- ・関連する社内規程（職務権限規程、稟議規程、営業管理規程、与信管理規程、コンプライアンス規程、就業規則、賞罰規程）
- ・A 社の破産事件記録の写し

### 3. インタビューの実施

2020年1月6日から3月9日にかけて、32回のインタビューを実施した。

インタビュー対象者は以下のとおりである。

氏名	所属役職等	
b氏	共和	代表取締役社長
c氏	共和	専務取締役
d氏	共和	常務取締役
e氏	共和	取締役 経営企画室長
f氏	共和	取締役 常勤監査等委員
g氏	共和	東京支店長
a氏	共和	東京支店副支店長
h氏	共和	東京支店マネージャー
i氏	共和	監査室長
j氏	共和	経理部長
k氏	共和	広告営業部部長
l氏	共和	広告営業部部長
m氏	共和	取締役総務部長
n氏	共和	総務部副部長
o氏	共和	業務部長
p氏	共和	業務部シニアマネージャー
q氏	共和	業務部チーフ
r氏	A社	代表取締役
s氏	B社	代表取締役
t氏	H社	代表取締役
u氏	M社	代表取締役
v氏	N社	専務取締役
w氏	O社	専務取締役

インタビューは、必要な方については複数回実施している。

#### 4. メール等電子ファイル調査

##### (1) 共和におけるメール等の概要と調査対象データ

IT 担当者に共和のコミュニケーションデータ及びドキュメントデータの所在についてインタビューを実施し、主に以下の情報を確認した。

- ・ 各社員の PC に対してチャット機能は提供しておらず、コミュニケーションに使用可能な機能はメールのみである。
- ・ 社員のメールデータはメールサーバではなく PC 上にデータが保管される形式である。
- ・ メールサーバとは別にメールアーカイブサーバを設置しており、過去 3 か月程度のメールデータを保管している。
- ・ 全社員の PC は USB ポートからの書出し禁止機能を設定しており、USB メモリ等へのデータ書出しは不可能である。
- ・ データ保全対象としている 4 名に対し、スマートフォンを貸与している。

これら情報をもとに、当委員会が必要と判断した以下の IT 機器を保全対象とし、メールデータ及びドキュメントデータのレビューを実施した。

氏名	役職	PC	メール アーカイブ	会社貸与 携帯	個人携帯
b 氏	代表取締役社長	○	○	-	-
c 氏	専務取締役	○	○	-	-
e 氏	取締役 経営企画室長	○	○	-	-
f 氏	取締役 常勤監査等委員	○	○	-	-
d 氏	常務取締役	○	○	○	-
g 氏	東京支店長	○	○	○	-
a 氏	東京支店副支店長	○	○	○	△
h 氏	東京支店マネージャー	○	○	○	-

○：保全実施 -：保全対象外

△：東京支店副支店長の a 氏については、以下のデータの提出を受けた。当委員会は個人携帯電話に含まれるすべてのメールや LINE のデータについて提供を依頼したが、プライバシーの問題もあり、本人が拒否し入手できなかった。

- ① B 社代表取締役 s 氏と a 氏の LINE トーク記録（2019 年 2 月 20 日～9 月 20 日、2019 年 11 月 28 日～12 月 17 日）
- ② A 社代表取締役 r 氏と a 氏の LINE トーク記録（2018 年 1 月 29 日～2019 年 12 月 1

日)

(2) メールデータ及びドキュメントデータの保全

Access Data社製 FTK Imager lite 3.1.1を用いて、会社貸与PCの保全を実施した。また、サン電子株式会社製 UFED 4PC 7.24.0を用いて、会社貸与携帯の保全を実施した。また、メールアーカイブサーバ上に残っているデータは、共和IT担当者が抽出したデータを調査対象とした。

(3) 削除ファイルの復元

取得したPCデータについて、Open Text社製 EnCase 7.10(以下、「EnCase」という)を使用して削除ファイルの復元処理を実施した。

(4) メールデータ及びドキュメントデータの抽出

上記処理を行った後のPCの証拠データからメールデータ及びドキュメントデータの抽出をEnCaseにより実施した。また、サン電子株式会社製 UFED Physical Analyzer 7.21.1を用いて、保全した会社貸与携帯の証拠データから、コミュニケーションデータを抽出した。

(5) 対象データのレビュー

調査対象データをデータレビュー用ツールであるVound社製 Intella Connect 2.3.1に取り込み、キーワードによる検索を実施したのちレビューを実施した。

(6) メール等電子ファイル調査の対象者、対象データ及び対象期間

メール等電子ファイル調査の対象者、対象データ及び対象期間は以下のとおりである。

対象者	対象データ	対象期間
b氏	・PCに保全されているメールデータ ・メールアーカイブサーバデータ	2019年9月1日以降
c氏	・PCに保全されているメールデータ ・メールアーカイブサーバデータ	2019年9月1日以降
e氏	・PCに保全されているメールデータ ・メールアーカイブサーバデータ	2019年9月1日以降
f氏	・PCに保全されているメールデータ ・メールアーカイブサーバデータ	2019年9月1日以降
d氏	・PCに保全されているメールデータ ・メールアーカイブサーバデータ ・会社貸与携帯のメールデータ	2015年5月1日以降

g 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC に保全されているメールデータ</li> <li>・メールアーカイブサーバデータ</li> <li>・会社貸与携帯のメールデータ</li> </ul>	2015 年 5 月 1 日以降
a 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC に保全されているメール及びドキュメントデータ</li> <li>・メールアーカイブサーバデータ</li> <li>・会社貸与携帯のメールデータ</li> <li>・個人携帯電話に含まれる s 氏と a 氏の LINE トーク記録及び r 氏と a 氏の LINE トーク記録</li> </ul>	2015 年 5 月 1 日以降
h 氏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PC に保全されているメールデータ</li> <li>・メールアーカイブサーバデータ</li> <li>・会社貸与携帯のメールデータ</li> </ul>	2015 年 5 月 1 日以降

(7) その他

B 社から提供を受けた以下のデータについても調査対象とした。

- ・ s 氏と a 氏の LINE トーク記録 (2019 年 2 月 20 日～12 月 17 日)
- ・ s 氏と A 社取締役 x 氏の LINE トーク記録 (2017 年 10 月 11 日～2019 年 11 月 30 日)
- ・ s 氏作成の a 氏が関係する取引のエクセルデータ (2018 年 9 月 1 日～2019 年 11 月 11 日までの分)

5. 類似取引の調査

類似取引の調査手続は、以下のとおりである。

- ① 2015 年 4 月以降のすべて(新品機器、中古ゲーム機、景品等)の商品販売取引データ及び関連する商品仕入取引データを基礎とする。当該データの網羅性については、会計帳簿の数値と突合した。
- ② 商品販売取引のうち、新品のアミューズメント機器については、2019 年 4 月 1 日以降のすべての取引について、今回、メーカーである仕入先から入手した出荷記録や運送記録等と突合し、取引の実在性を確認した。新品のうちアミューズメント機器を除く景品や用紙、部品等については、ランダムにサンプリングした取引記録について、メーカー等の取引先より入手した出荷記録や運送記録等と突合し、取引の実在性を確認した。2019 年 4 月以降の検証で問題事項が発見されなければ、新品については過去の取引についても実在すると判断する。
- ③ 商品販売取引のうち、中古のゲーム機については、次の方法で実在性の検証を行っ

た。

- ・ 2015年4月以降の全取引データから、取引分類コードや商品コードで部品、景品、送料、作業料等を除外し、また、自社購入分や新品のみの仕入先との取引データを除外する。これにより、中古ゲーム機の販売データを抽出する。
- ・ 抽出した中古ゲーム機販売データのうち、仕入先または販売先がオペレーター<sup>1</sup>である取引、LINE記録等から本件と無関係のディストリビューター<sup>2</sup>については、実在性を確認するため当委員会が確認状を発送する。
- ・ その他、倉庫業者の受払記録や機器の整備記録等で実在性を確認する。

## 6. アンケートの実施

社員の不正に関して、本社役職員（アルバイトを除く）53名に対し、アンケートを実施した。

## 第5 調査に関する留意事項

本報告書は、第1章第4 に記載した資料の閲覧や分析、関係者へのインタビューの結果、アンケートや確認状の回答に依拠しており、それらについて虚偽が疑われる別段の事情がない限り、それらが正確かつ真実であることを前提として作成されたものと考え調査を実施している。

なお、本報告書は、2020年3月9日までに入手した情報に基づいており、同日以降に新たに発見された事項があれば、本報告書の内容について影響が生じる可能性がある。

---

<sup>1</sup> オペレーターとはアミューズメント施設運営業者（いわゆるゲームセンター）のことをいう。

<sup>2</sup> ディストリビューターとはアミューズメント機器等の卸売業者のことをいう。

## 第2章 調査結果

### 第1 本件取引の概要

#### 1. 共和の事業概要

共和は、アミューズメント施設の運営と、アミューズメント機器等の販売の2分野を中心とした事業を主たる業務としている。

アミューズメント施設の運営事業は、直営店事業と管理委託事業に分類される。

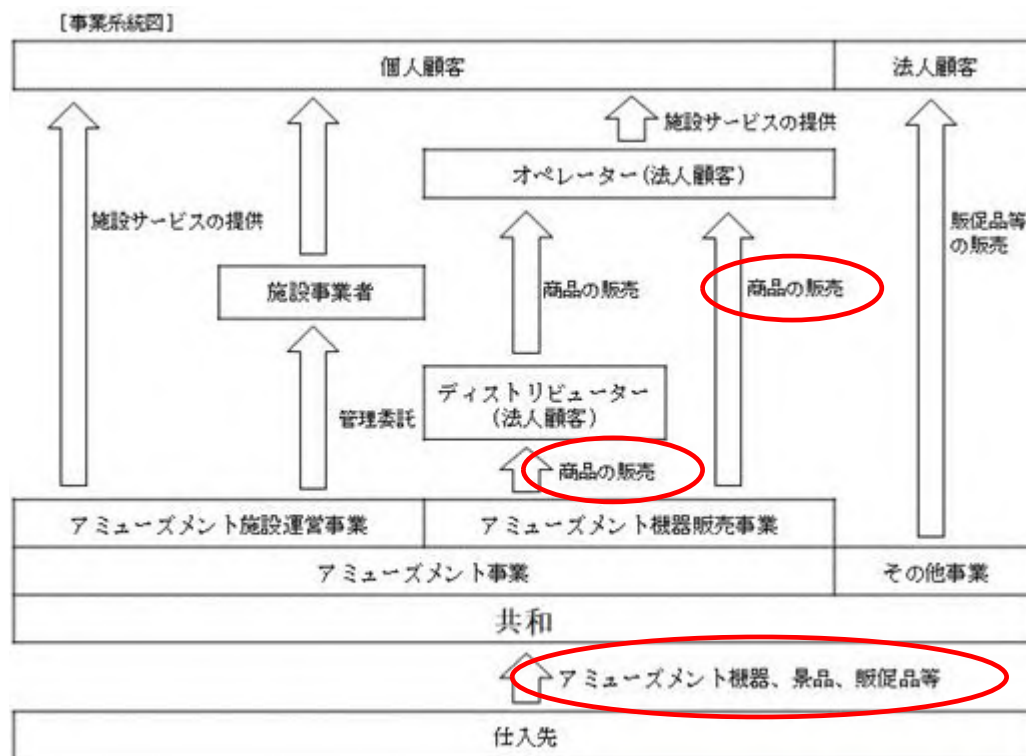
直営店事業は、長野県を中心として、新潟、富山、埼玉、東京、神奈川、静岡等の各県のロードサイド、ショッピングセンター及び繁華街に直営店舗を展開するものである。

管理委託事業は、集客力のあるショッピングセンター等において、施設保有者との合意のもとに、共和のアミューズメント機器を施設保有者に賃貸して管理を委託する事業である。

アミューズメント機器等の販売事業では、業務用の国内アミューズメント機器製造各社の新商品をはじめ、中古ゲーム機、シールプリント用紙、部品類、景品類等の仕入及び販売を行っている。

共和の事業系統図は次のとおりである。

本件調査の対象となっているのは、中古ゲーム機の販売であり、丸で囲った部分に係る取引である。

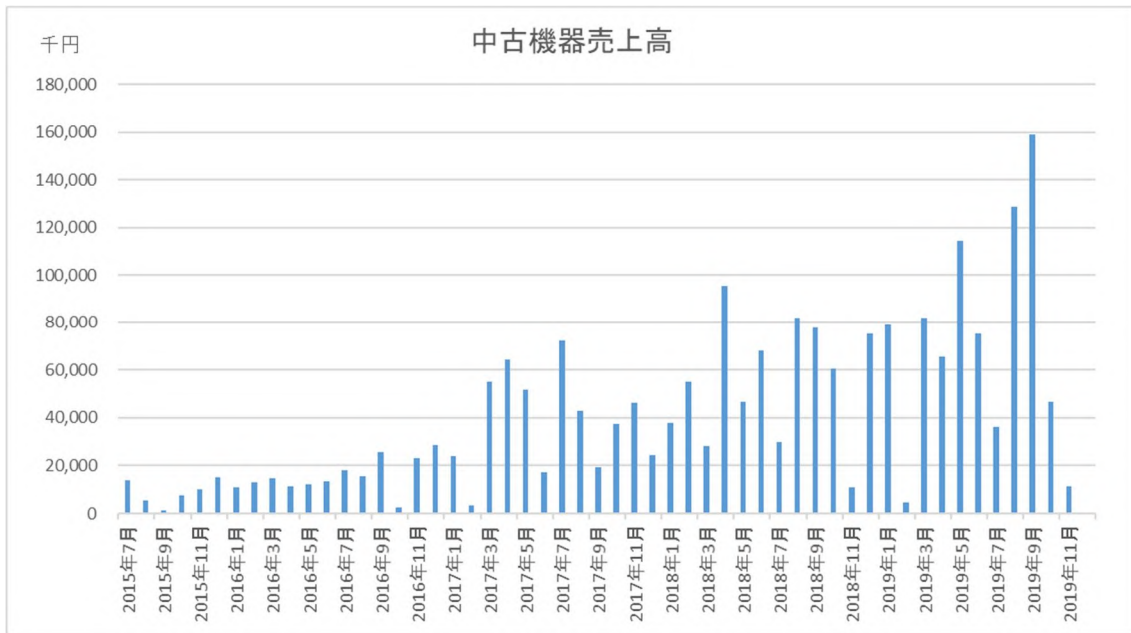




## 2. 中古ゲーム機販売の状況

共和が作成した下記資料によれば、中古ゲーム機販売は近年急増している。

共和は前職で中古ゲーム機販売に関する渉外業務を担当していた a 氏を採用し、中古ゲーム機販売にも注力してきた。a 氏の採用時期は 2015 年 5 月であり、共和が A 社に中古ゲーム機販売を行ったのは a 氏入社後の 2015 年 7 月である。



## 3. 本件取引の概要

共和東京支店では、2015 年 7 月頃から、B 社から中古ゲーム機を仕入れ、A 社に販売するという、B 社→共和→A 社の商流が開始され、年々その取引額を拡大してきた。

東京支店の中古ゲーム機の取引は同支店副支店長である a 氏が担当し、受発注については、B 社代表取締役 s 氏から a 氏が LINE で中古ゲーム機の案内を受け、これを A 社代表取締役 r 氏に LINE で案内するという方法によって行われていた。

その後、取引額が拡大して、共和の A 社に対する与信限度額を超過することになったことから、a 氏が、B 社から A 社への商流の中に、他の会社も入れた取引を開始した。

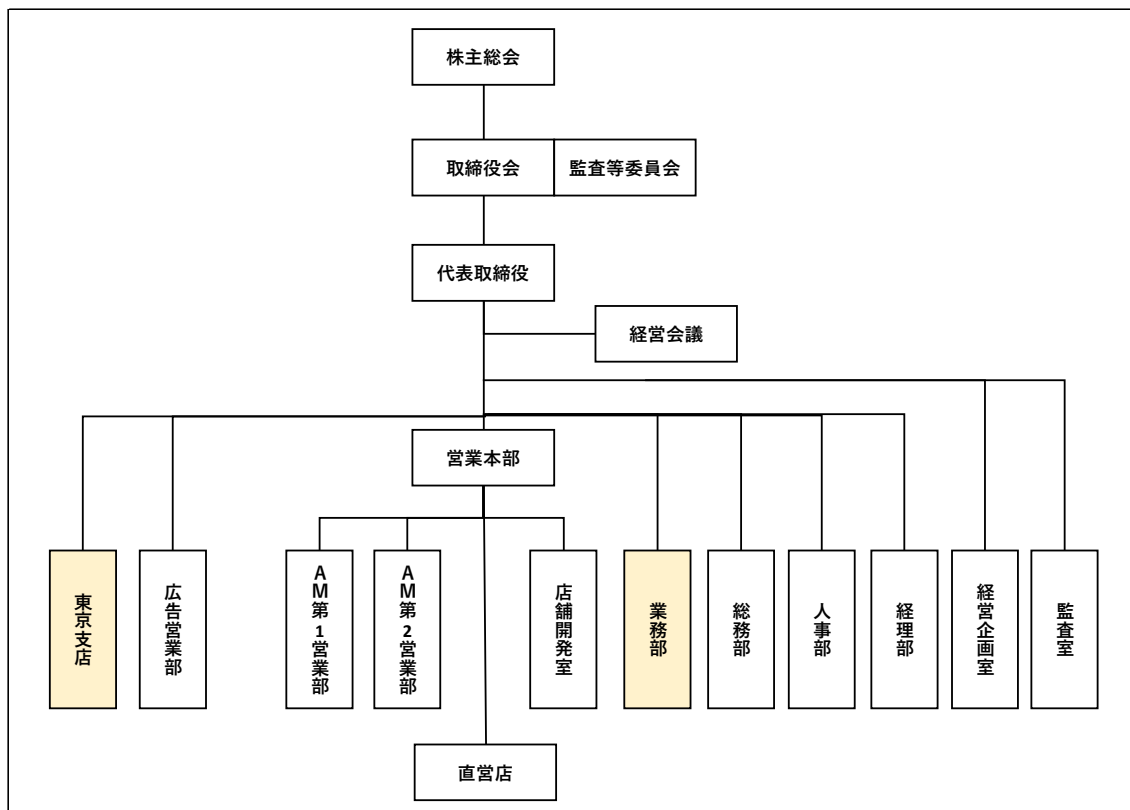
この間、B 社から購入して A 社に販売するための中古ゲーム機の実在性調査（実査）は、2019 年 3 月の決算期末には各商品の預託先倉庫で実施されたものの、同年 6 月からは倉庫業者の保管証明書の提出を求めて取引（B 社への支払及び A 社への販売）がなされていた。

同年 9 月の中間決算期末には実査を予定していたが、同月 27 日に月末までに一部しか納品できないと B 社から連絡があった旨 a 氏が述べたため実査ができず、共和は 9 月末の取引を取り消すとともに、共和の売掛金がゼロとなるまで、新たな取引を行わないこととし、10 月からの取引を中止した。

10月末にはA社から130百万円の支払があったものの、11月末のA社からの145百万円の入金予定分(うち中古ゲーム機販売にかかる入金分は約142百万円、支払日は12月2日)は、同年12月2日のA社の事業停止によって回収できなかった。

#### 4. 本件調査に主に関連する共和の組織

共和の組織は、下記のとおりである。



営業管理規程によれば、アミューズメント機器等の販売は東京支店が担当する。購買管理規程によれば、アミューズメント機器等の購買は業務部が所管する。

## 第2 調査結果

### 1. 調査結果の概要

当委員会の調査の結果、共和がB社から仕入れ、A社に販売している商品<sup>3</sup>の多くがA社からB社に販売されていること、つまり、循環取引であったことが明らかとなった。また、当該取引について、機器を保管しているはずの倉庫業者に確認したところ、過去から保管の事実はないと述べたことから、当該取引は架空取引に基づく資金循環であると認められる。

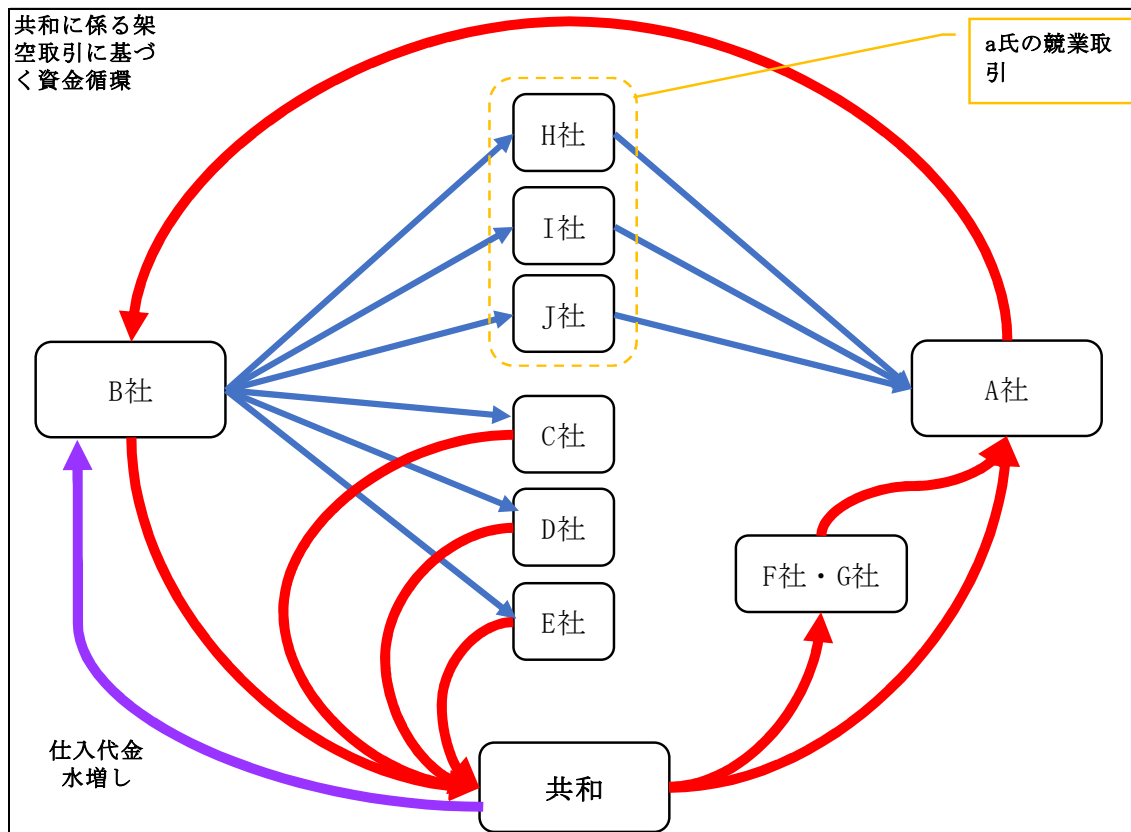
他方、当委員会の調査では、共和の役職員のうち、架空取引に基づく資金循環であることを認識していたと認められる者は存在しないと判断した。一方、共和東京支店のa氏は、共和における中古ゲーム機の仕入販売取引を担当してきたところ、上記商流の中に自らが設立に関与した会社等3社を介在させ、自ら利益を得ていた。a氏は、共和の社員でありながら、同業の会社を設立する等して、競業取引を行っていたと認められる。

さらに、a氏が仕入先であるB社に対して、仕入価額を調整・水増しして多く支払う等の取引を行い、B社に資金をプールしていた事実も認められる。

取引の全貌は、次の図のとおりである。

---

<sup>3</sup> B社から直接または他社を経由して共和が仕入れ、共和が直接または他社を経由してA社に販売している取引を含む



(注) A社の破産申立書によれば、F社、G社、H社、I社は、共和と同様にA社に対して債権を有している。

a氏がこの取引に関与した経過については以下のとおりである。

a氏は、2015年5月、C社から共和に転職して、共和における中古ゲーム機の仕入販売取引を担当することとなった。a氏は、共和と同業の関係者からB社代表取締役s氏を紹介されたのがきっかけで、B社との取引を行うようになった。同年7月頃には、B社→共和→A社の取引も始まった。a氏にとっては、中古ゲーム機のディストリビューター業界において知識・経験が豊富なA社代表取締役r氏とs氏の間に入って取引することが自身の将来の基盤を形成することになると考えるとともに、共和における中古ゲーム機取引の拡大方針と相まって、2017年7月頃からは、s氏から案内される中古ゲーム機をA社に案内して一括買取するようになった。

そして、B社からの一括買取、A社への一括販売によって取引額が拡大していくなかで、共和のB社やA社に対する取引限度額を超過するようになったため、B社からA社への商流の中に、仕入については、C社、D社、E社を、販売については、F社、G社を介在させるようになった。さらに、B社から案内される中古ゲーム機の増大に伴って、共和を介さず、a氏が関係するH社、I社、J社を中間業者として取引に介在させるようになり、2019年1月頃からは、この競業取引によって自らの利得も図るようになっていった。

このように、a氏は、s氏が一括買取で案内する中古ゲーム機について、共和だけでなく、C社、D社、E社、H社、I社、J社に買受先を振り分けたうえで、s氏が一括買取で案内した中古ゲーム機をA社に販売していたが、中古ゲーム機のディストリビューター業界では、自社の仕入先や販売先は明かさないという商取引上のルールがあり、r氏もa氏に対してA社がB社に販売しているという事実を明かさなかったため、a氏は、B社から仕入れた中古ゲーム機が、A社からB社に販売されたものであるという循環取引を認識することはなかった。

また、中古ゲーム機のディストリビューター業界では、最終的に中古ゲーム機を仕入れる業者が納品場所を指定し、中間業者も仕入先業者にその納品場所への運送を指示することから、中間業者である共和のa氏において実際に中古ゲーム機の確認をすることもなかったため、共和におけるB社への仕入代金支払のために、A社指定の倉庫業者に寄託した共和所有の在庫について保管証明書の作成をr氏に依頼したことはあっても、保管証明書の内容が虚偽ではないかという疑いを持つことはなく、架空取引について認識するには至らなかった。

結果として、a氏はA社の架空循環取引に関与したことになったが、a氏は架空循環取引を認識していなかったと判断した。

## 2. 架空循環取引に関する調査の経過

### (1) A社の破産

本件はA社の破産により発覚した。A社の破産申立書<sup>4</sup>に記載された本件取引の概要は以下のとおりである。

A社の事業の中心は業務用ゲーム機の売買であり、卸売業者から新品又は中古のゲーム機を仕入れ、それらを同業者等に販売してきた。主な仕入先は共和、F社、H社、G社等であり、前払いを受けていた販売先はB社等であった。

当該申立書の記載によれば、破産原因が生じた事情等を次のように説明している。なお、「」内は原文どおりである。

ゲーム機の売買取引において、A社が販売したのと同じのゲーム機について、別の業者から購入の打診を受けたり、実際に購入したことがあった。このような取引において、販売先から前払いで代金の支払を受け、仕入先に対しては掛払いで支払うものがあった。支払サイトの差がある分、A社の資金繰りが改善する効果があり、この取引により資金調達が可能であると考えようになった。

そして、「具体的に仕入予定のないゲーム機を取引先に案内したところ、間もなく、い

---

<sup>4</sup> 当委員会は、大阪地方裁判所から破産事件記録（令和元年（フ）第5429号）の写しを入手した。

つもゲーム機の仕入を案内してくれる業者から、同じゲーム機を購入しないかとの案内が来て取引が成立し、販売先からは前払いを受け、仕入先に対して掛払いにて支払うことにより資金調達ができたことがあった。」

そのため、以後、A社においては、「資金繰りに応じて、かかる取引を実行していたが、かかる取引におけるゲーム機の販売代金よりも仕入代金の方が上回るなどしたことから、調達が必要な資金が徐々に増加していった。」「かかる取引の場合、最終的にゲーム機を仕入れる債務者において納品場所を指定すれば、中間に入っている業者もその保管場所への運送を指示することから、実際には当該ゲーム機の仕入れをせずとも(したがって、運送業者に運送を手配することも、実際に運送がなされることもなく)取引が完結した。」

一方、A社の業績はゲームセンター業界の景気自体が低下していたことなどから順調とはいえ、A社の資金繰りは、「上記の取引で得られる支払サイト差がなければ回らない状態になっていた。」そして、「11月下旬に上記取引を行っていた販売先から、債務者において必要な額の前払金の支払ができなくなる可能性があり、少し待つてほしいと告げられた。」

A社は、「対応について検討した結果、仮に今回の前払金の支払いを受けることができたとしても、いずれは資金繰りが破綻することは免れないと考え」、12月2日事業停止したとしている。

## (2) 循環取引の認定

2020年1月6日に、常務取締役であるd氏と東京支店長のg氏のインタビューを実施した。

インタビュー後、d氏より、a氏がd氏に提出した、a氏が取引に利用していたa氏個人携帯のLINEトーク記録(a氏とA社代表取締役r氏及びa氏とB社代表取締役s氏)の提供を受けた。a氏とs氏の記録は、a氏が携帯の機種を変更する際に誤って消去したとのことで、第1章第4-4.(1)に記載のとおり、2カ月ほどの空白がある。

2020年1月7日に、a氏の第1回目のインタビューを実施した。また、2020年1月11日に、共和仕入先であるs氏に対してインタビューを実施した。これらインタビュー内容については後に述べる。

s氏インタビュー後、当委員会はs氏より、次の資料の提供を受けた。

### ① s氏とa氏のLINEトーク記録(2019年2月20日～12月17日)

この記録の提供を受けたため、a氏から提供を受けられなかった2カ月ほどの空白期間分も把握できることとなった。

### ② s氏とA社取締役x氏のLINEトーク記録(2017年10月11日～2019年11月30日)

### ③ B社がa氏指示のもと販売した明細記録(Excelで作成され、共和及びa氏が指示した会社への販売記録(2018年9月1日から2019年11月11日まで))

①の記録によると、B社がa氏の指示を受けて販売していた相手先会社は、共和のほか、H社、C社、I社、E社、D社、J社等である。これらの販売先ごとの集計結果は、以下のとおりである。

(単位：円)

会社名	合計金額
H社	828,780,200
C社	373,423,000
I社	342,200,000
共和	337,551,000
E社	63,433,000
D社	48,386,000
J社	4,470,000
その他	3,850,000
空欄	143,436,671
総計	2,145,529,871

B社は、a氏に指示されたタイミングで、上記のそれぞれの会社に商品を販売していた。上記集計で、会社名が空欄のものは、s氏によれば、a氏から販売先の指示を待っていたものが大半である。また、この中に、「9月分共和様請求分63,720,000円(税込)の立替金利2% 1,274,400円」、及びa氏が個人的にs氏に購入を依頼したiPhoneや家庭用ゲーム機の立替金808,527円が含まれている。(s氏によれば、立替金の総額は、1,020,241円であるので、その一部と考えられる。)

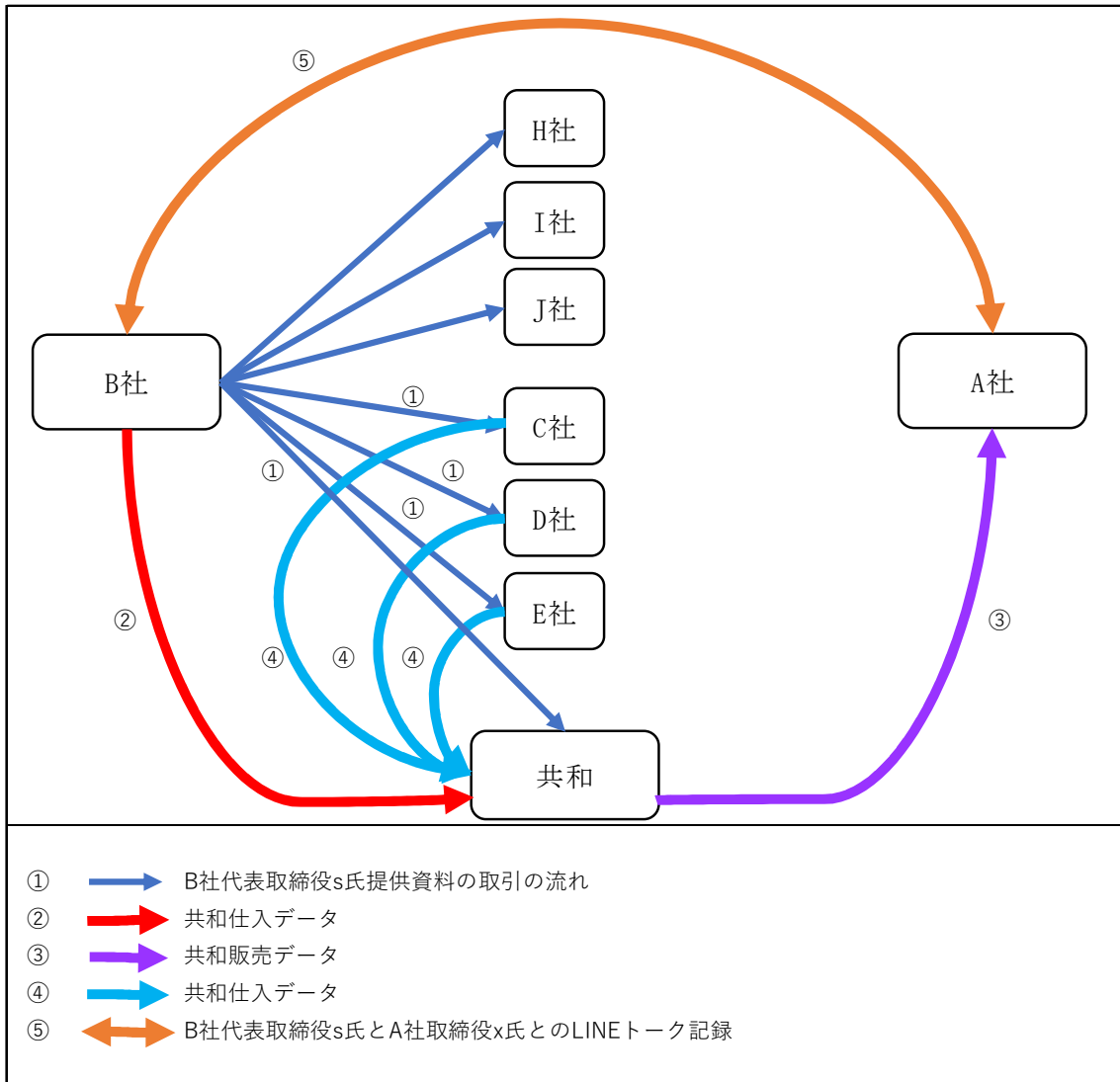
なお、a氏が、2019年11月にs氏から入手していた同様の資料がある。当該資料には、上記集計結果の「その他」に含まれる2社との取引は記載されていない。a氏によれば、当該2社については全く取引をしたことはないとのことである。

当委員会ではこれら資料の突合により、取引の循環の有無を把握できるのではないかと考えた。

そこで、次のように調査を行った。

- ① B社から入手した取引資料をもとに、
- ② B社から共和が仕入れたデータと突合した。
- ③ ①と同じ中古ゲーム機がA社に販売されていないか確認を行った。
- ④ また、B社がC社、D社、E社に販売した記録についても、同様の確認を行った。
- ⑤ さらに、直接間接の共和の仕入(②、④)について、s氏から提供されたs氏とx氏のLINE記録の突合を行った。





この結果、①の資料の記載及び②、③、④の取引データと⑤LINE 記録の品名及び数量が完全に一致する取引が多数発見された。これにより、共和がB社から仕入れてA社に販売するという直接的な商流だけでなく、B社から別の会社を経由して共和が仕入れA社に販売する間接的な商流も含めて、循環取引であることが明らかとなった。

当委員会が循環取引であると認定した取引件数は62件に上る。

具体的には、例えば、次のような取引である。

(共和が B 社から仕入れ、A 社に販売した取引)

資料名	日付	品名	数量	単価	金額
① B社s氏作成資料	2019/8/27	クレナフレックス 2	80台	540,000円	43,200,000円
	2019/8/27	TRY POD	18台	420,000円	7,560,000円
	2019/8/27	クレナフレックス	40台	265,000円	10,600,000円
② 共和仕入記録 (B社より)	2019/8/29	クレナ 2 クイーン	80台	600,000円	48,000,000円
	2019/8/29	TRY POD	18台	460,000円	8,280,000円
	2019/8/29	クレナフレックス	40台	295,000円	11,800,000円
③ 共和販売記録 (A社へ)	2019/9/25	クレナ 2 クイーン	80台	640,000円	51,200,000円
	2019/9/25	TRY POD	18台	520,000円	9,360,000円
	2019/9/25	クレナフレックス	40台	340,000円	13,600,000円
⑤ B社s氏とA社取締役x氏のLINE記録	2019/8/23	A社取締役x氏からB社s氏へ、上記品名、数量と一致する案内あり。			

(注) ①は s 氏が a 氏に提示した価額である。しかし、②を見ると、a 氏はそれよりも高い価額で共和の仕入取引を成立させている。後のインタビューによれば、a 氏は仕入価額を調整・水増しすることで B 社に余分な支払いをしてプールし、取引で損失が生じた場合に補填したり、a 氏が関与する会社 (H 社、I 社) が B 社から仕入れる時の価格を安くしようとしたりしていたと述べている。

(共和が間接的に B 社から仕入れ、A 社に販売した事例)

資料名	日付	品名	数量	単価	金額
① B社s氏作成資料	1月分	UF09	25台	688,000円	17,200,000円
	1月分	UF0 2nd	40台	805,000円	32,200,000円
	1月分	デカクレα	12台	420,000円	5,040,000円
④ 共和仕入記録 (C社より)	2019/2/20	UF09	25台	710,000円	17,750,000円
	2019/2/20	UF0 2nd	40台	830,000円	33,200,000円
	2019/2/20	デカクレα	12台	433,000円	5,196,000円
③ 共和販売記録 (A社へ)	2019/3/25	UF09	5台	740,000円	3,700,000円
	2019/4/25	UF09	20台	780,000円	15,600,000円
	2019/4/25	UF0 2nd	40台	880,000円	35,200,000円
	2019/3/25	デカクレα	12台	480,000円	5,760,000円
⑤ B社s氏とA社取締役x氏のLINE記録	2019/1/23	A社取締役x氏からB社s氏へ、上記品名、数量と一致する案内あり。(注)			

(注) 2019/1/23 に x 氏から s 氏への LINE 記録では、UF09 は 40 台である。このうち、共和が購入した 25 台以外は、H 社に販売した旨①の資料に記載されている。同じ時期に販売しているにも関わらず、B 社から H 社への販売価格は 1 台 560,000 円である。インタビューによると、当該取引価格は a 氏が決めていた。なお、共和が仕入れた UF09 25 台の B 社の C 社への販売価格は 1 台 688,000 円であり、それを C 社が共和に対して 1 台

当たり 710,000 円で転売したことになる。

B 社から入手した資料により、共和が B 社から仕入れ、A 社に販売していた商品について、B 社は A 社から仕入れていたことが明らかとなり、取引が循環している事実が確認された。

また、s 氏から提供された資料により、B 社が、H 社、I 社、J 社に販売していたことも明らかとなった。これらの会社は、a 氏が B 社と A 社の間で取引を仲介するために利用していた会社であると述べているので、H 社、I 社や J 社の取引も循環取引であったといえる。

### (3) 架空取引の認定

本件循環取引の対象となる商品が実在するものであるか架空であるかを把握するため、共和の在庫を、A 社の指示で、帳簿上保管していたこととなっている倉庫業者 3 社に対しインタビューを実施した。

#### ① N 社

A 社の指示で、共和は N 社に納品するよう B 社に指示しているが、A 社の在庫を保管したことがあるか尋ねたところ、A 社とは取引口座がなく、在庫保管や、金品を授受したことは一度もない旨述べた。A 社の代表取締役 r 氏とはゴルフをしたことはあるが、それ以外の関係は一切ないとのことである。

#### ② O 社

運送は請け負うが、在庫を保管したことはほぼない。A 社に対する債権約 40 万円もすべて輸送費である。

#### ③ M 社

共和の帳簿上は、海物語デラックス 3 台を C 社から 2019 年 9 月に仕入れ 10 月に出庫したことになっているが、M 社によれば、当該 3 台のうち 2 台は保管の事実がなく、1 台は同年 10 月 1 日に F 社分として、別の倉庫業者の倉庫に運んだと述べた。

また、共和の監査法人から届いた、M 社が 2019 年 3 月 31 日現在保管している在庫についての確認状について、A 社の指示通り記載して返送した。(なお、監査室が実地調査に行き、確認状に記載通りの在庫が実在していたことを確認している。)

さらに、A 社の依頼により、6 月末、7 月末、8 月末、10 月に 2 回、A 社からメールまたは持参で受け取った在庫保管証明書に押印し、共和東京支店 a 氏宛てに F A X した後、原本は郵送した。しかし、実際には保管している在庫は全くなかった。M 社の社長によれば、共和は上場会社であり、何らかの理由で必要だろうと考えて A 社の依頼に応じて協力したとのことである。

当委員会は、倉庫業者 3 社のインタビューにより、A 社を巡っての取引の多くが架空取引であったと認定した。

#### (4) 架空循環取引

前記(2)及び(3)により、循環取引及び架空取引を認定したところであるが、A 社代表取締役 r 氏のインタビューにおいても、本人が当該事実を認めている。

なお、A 社取締役 x 氏と B 社代表取締役 s 氏、s 氏と共和 a 氏、a 氏と A 社代表取締役 r 氏の取引等は、LINE を使ってなされていた。一例として、2019 年 4 月末の取引成立と、6 月末に当該機器の納品指示がどのように LINE でやり取りされていたかを見ると、下記のとおりである。

2019年4月の取引成立時のLINEトーク (A社取締役x氏⇄B社代表取締役s氏⇄共和a氏⇄A社代表取締役r氏)			
日付	時間	誰から誰のLINE記録か	トーク内容
2019/3/19	10:22	A社取締役x氏 → B社代表取締役s氏	<p>おはようございます。 台数が増えているものがございます。 次回4中下～5上 機械リストです！ まだ予定で100パーではございません。 UF09セカンド 30台@74 UF09 30台@60 海DX 3台@500 モンハンコンパクト 1台@270 ガンダムEXvs2DX通常プラン 5セット@470 モンハンG 2台@500 UFOデュエット 10台@65 UFOトリプル 8台@41 UFOトリプルツイン 9台@63 トリニティ3 2台@700 海ウキウキ沖縄 複数未定 カプセルステーション 複数未定 トライポッド 複数未定 詳細が出てない物はもう少しお待ちくださいませ。</p>
2019/4/15	17:33	A社取締役x氏 → B社代表取締役s氏	<p>お世話になっております。 下記リスト出てきました！ 全て複数と言われ、まだ価格、台数確定しておりません。 とりあえず予定台数、予定価格のご連絡になります。 クレナ@26 ～60台 クレナ2@50 ～30台 UF09@60 ～20台 UF092nd@75 ～20台 ガンダムEX vs2DX通常@470 ～4セット UFOデュエット@65 ～10台 UFOトリプル@43 ～15台 UFOトリプルツイン@64 ～15台 トライポッド@40 ～12台 ジェミニマルチ@48 ～10台 海沖繩@350 ～2台 先にご確認を宜しくお願い申し上げます”</p>
2019/4/15	23:14	B社代表取締役s氏 → 共和a氏	<p>いつものリストの最新版です 正確な台数と価格は明日か明後日には決まります！ クレナ ～60台 クレナ2 ～30台 UF09 ～20台 UF092nd ～20台</p>

2019年4月の取引成立時のLINEトーク (A社取締役x氏⇄B社代表取締役s氏⇄共和a氏⇄A社代表取締役r氏)			
日付	時間	誰から誰のLINE記録か	トーク内容
			ガンダムEX vs2DX通常 ~4セット UF0デュエット ~10台 UF0トリプル ~15台 UF0トリプルツイン ~15台 トライポッド ~12台 ジェミニマルチ ~10台 海沖縄 ~2台
2019/4/15	23:16	共和a氏→ A社代表取締役r氏	いつものリストの最新版です 正確な台数と明日か明後日には決まります！ 5月か6月ですね！ クレナ ~60台 クレナ2 ~30台 UF09 ~20台 UF092nd ~20台 ガンダムEX vs2DX通常 ~4セット UF0デュエット ~10台 UF0トリプル ~15台 UF0トリプルツイン ~15台 トライポッド ~12台 ジェミニマルチ ~10台 海沖縄 ~2台 次回がメダル中心との事です！”
2019/4/17	11:24	A社取締役x氏 → B社代表取締役s氏	台数は変更がありまして、 変更分 クレナ ~60⇒0 クレナ2 ~30⇒60 UF09 ~20⇒40 UF09 2nd~20⇒30 変更無し ガンダム 4セット デュエット 10 トリプル 15 トリプルツイン15 トライポッド12 ジェミニマルチ10 海沖縄2 こちらの台数で確定しそうですが、最終夕方までお待ち下さいませ
2019/4/17	12:53	B社代表取締役s氏 → 共和a氏	台数は変更がありまして、 変更分 クレナ2 ~30⇒60台に変更 @54 UF09 ~20⇒40に変更 @64 UF09 2nd~20⇒30に変更 @78 変更なし分 ガンダム 4セット @485 デュエット 10台 @68 トリプル 15台 @435000 トリプルツイン15台 @65 トライポッド12台 @42 ジェミニマルチ10台 @50 海沖縄2台 @370 4月25日午前までの払いです

2019年4月の取引成立時のLINEトーク (A社取締役x氏⇄B社代表取締役s氏⇄共和a氏⇄A社代表取締役r氏)			
日付	時間	誰から誰のLINE記録か	トーク内容
2019/4/17	13:02	共和a氏→ A社代表取締役r氏	台数は変更がありまして、 変更分 クレナ2 ~30⇒60台に変更 UF09 ~20⇒40に変更 UF09 2nd~20⇒30に変更 変更なし分 ガンダム 4セット デュエット 10台 トリプル 15台 トリプルツイン15台 トライボッド12台 ジェミニマルチ10台 海沖縄2台 4月25日午前までの払いです
2019/4/17	13:04	A社代表取締役r氏→ 共和a氏	あれ？クレナ1はなくなった？
2019/4/17	13:11	共和a氏→ A社代表取締役r氏	4/25入金分からは外れた！ってことです。 その分は掛けで大丈夫とのことでして、 クレナ1合計130台。 みにっちゃ30台。 は別にあります！
2019/4/17	15:43	A社代表取締役r氏→ 共和a氏	クレナ ダメでした。いらないと。 クレナ2 60台 UF09 40台 UF09セカンド 30⇒37台 ガンダム 4セット UF0ダイエット 10台 UFOトリプル 15台 UFOトリプルツイン 15台 トライボット 12台 ジェミニマルチ 10⇒20台 海、沖縄 2台 みにっちゃ 30台 ゴーストパーティ 考え中 確定で宜しくお願い致します。
2019/4/17	22:56	共和a氏 → B社代表取締役s氏	4/24か25支払いですけど、 C社、共和、フル参戦させましょう！ 明日相談します！”
2019/4/17	23:42	共和a氏 → B社代表取締役s氏	あと聞いておきたいんですが 今回最後にもらったリストを終わらせた後に2億くらいのリストって言ってま したが、本当にあるんですか？ あと艦これ2Pってどんな進捗ですかね？？
2019/4/17	23:44	B社代表取締役s氏 → 共和a氏	先方いわく、あるとのこと。 今回も結構ありましたからね 艦これは来週の納品です P社に物流依頼済みです
2019/4/24	10:07	A社代表取締役r氏→ 共和a氏	今回決定分、また、あつてるか、確認したいので、機種名と台数、ください。
2019/4/24	10:29	共和a氏→ A社代表取締役r氏	”クレナ2 60台 UF09 40台 UF09セカンド 30台 ガンダム 4セット UF0ダイエット 10台 UFOトリプル 15台 UFOトリプルツイン 15台 トライボット 12台 ジェミニマルチ 10台 海、沖縄 2台 みにっちゃ 10台”
2019/4/24	10:38	A社代表取締役r氏→ 共和a氏	あつてます。 UF09セカンドが37台ですよ
2019/4/24	10:40	共和a氏→ A社代表取締役r氏	それはうちに別に7台あるんですよ… それを入れたら37台になる。って話です！
	10:40	A社代表取締役r氏→ 共和a氏	了解です。 あつてますね！

2019年6月の配送指示関するLINEトーク（A社代表取締役r氏⇄共和a氏⇄B社代表取締役s氏⇄A社取締役x氏）			
日付	時間	誰から誰のLINE記録か	トーク内容
2019/6/19	15:43	A社代表取締役r氏→ 共和a氏	海DX×2 モンハンコンパクト×1 (上)6月21日N社倉庫第6 UF09×60 UF0デュエット×20 デカクレ×40 UF0トリプル×10 (上)6月25日までN社倉庫 UF09セカンド×42 みにっちゃん×24 クレナ2×30 (上)6月25日までM社 ジェミニマルチ×10 トリプルツイン×16 スイート5×12 トライポッド×18 (上)6月21日希望0社
2019/6/19	15:49	共和a氏 → B社代表取締役s氏	海DX×2 モンハンコンパクト×1 (上)6月21日N社倉庫第6 UF09×60 UF0デュエット×20 デカクレ×40 UF0トリプル×10 (上)6月25日までN社倉庫 UF09セカンド×42 みにっちゃん×24 クレナ2×30 (上)6月25日までM社 ジェミニマルチ×10 トリプルツイン×16 スイート5×12 トライポッド×18 (上)6月21日希望0社
2019/6/19	15:49	共和a氏 → B社代表取締役s氏	行けます？
2019/6/19	15:50	B社代表取締役s氏 → 共和a氏	確認します！
2019/6/19	16:18	B社代表取締役s氏 → A社取締役x氏	お世話になります。 以下、ご査収下さい！ 海DX×2 モンハンコンパクト×1 (上)6月21日N社倉庫第6 UF09×60 UF0デュエット×20 デカクレ×40 UF0トリプル×10 (上)6月25日までN社倉庫 UF09セカンド×42 みにっちゃん×24 クレナ2×30 (上)6月25日までM社 ジェミニマルチ×10 トリプルツイン×16 スイート5×12 トライポッド×18 (上)6月21日希望0社
2019/6/19	17:35	A社取締役x氏 → B社代表取締役s氏	かしこまりました！ ちょっと遅れる商品も出てくるかもですが、ご希望に添えるよう頑張ります



## (5) 本件取引における共和の役割および認識

### ① a氏の業務内容および本件取引における役割

本件循環取引が発生した中古ゲーム機の販売は、ほぼa氏が一人で行っている。a氏の行っている業務は以下のとおりである。

- ・ 毎月20日過ぎころ、B社からa氏に中古ゲーム機の案件情報が入る。これは一括買取が条件で、案件情報の一部のみを選んで買い取ることはできない。したがって、月末までにすべての代金をB社に支払うことが買取の条件である。
- ・ この案件情報は、徐々に金額が拡大し、A社破産直前の金額は3億円に達した。
- ・ このように多額となると、共和のみで買い取ることができないため、a氏は、C社、D社、E社などに依頼して、一部の仕入を引き受けてもらった。なお、C社等は現金でB社に支払いをするが、共和はC社等からは掛けで仕入れることができる。
- ・ 一方、販売先であるA社に対する共和の与信は必ずしも大きくない。
- ・ そこで、a氏は共和を通らない別の商流(H社、I社、J社)も使って、共和の与信を超える分の取引を行っていた。

結局のところ、a氏は、案内が来た一括取引を成立させるため、様々な会社を関与させて資金繰りを行っていたと言える。そのため、入り口はB社で出口はA社である商流の中に、多くの会社が介在することになった。

### ② a氏の架空循環取引の認識

a氏によれば、a氏が架空取引であることについて認識を持ったのは、12月2日にA社の事業停止の通知を受け取った後、常務取締役d氏と一緒に大阪に行き、F社代表取締役y氏からA社がB社に販売していた事実を聞き、その後、y氏から現物が1割から3割ほどしかなかったという情報を聞いた時点であり、その旨社内報告書を作成している。

#### ア. 循環取引の認識について

第1回目のインタビューで、a氏は概要、次のように述べ、B社がA社と取引があったとは全く思っていなかったと述べている。

「中古販売をする上において、購入元に対しては販売先を、販売先に対しては購入元を言わないのが商取引上のルールであり、完全にそこは区切られていた。私自身はB社に対してA社のことを言ったこともないし、逆に、B社からA社の話を聞いたことがない。

B社からは、上場企業かファンド会社が一部門でゲームセンターをやっており、赤字

のゲームセンター部門が償却の進んだ機器を時価で売却することによって利益を出し、決算上よく見せたいというような説明を受けていた。そのまま、うのみにしていたわけではないが、大手やメーカーが販売をしている機器を、B社が大量に仕入れているという認識でいた。」

#### イ. 実在性について

a氏のLINE記録やメールに、a氏がA社を通じてM社に対し、共和への在庫証明提出の依頼をしている記録がある。これは、A社が指定してM社の倉庫に入庫済みで、共和が未だA社に対して売上を計上していない機器に関する在庫証明である。

この時、a氏は、自ら作成した在庫保管証明書（品名、数量入り）にM社に押印してもらい、共和にFAX後、原本をa氏宛てに郵送するよう、r氏に依頼している。

また、保管期間の記載内容についても、一部a氏が指示している。

この事実により、a氏が、現物が無い架空取引であったことを知っていた可能性があるのではないかと考えた。

しかし、これに対し、a氏は概要を次のように述べている。

「M社は、ゲームセンター運営会社の関係者が経営しており、他にもたくさんの機器がある。そのため、どの機器か明確にするために、自ら在庫保管証明の様式を作成し、数量も入れてr氏にM社に押印してもらうよう依頼していた。」

また、現物があれば、運送が伴うはずであるが、これについては次のように述べている。

「毎月、B社から案内が来る。それをA社に案内するとA社が買うという。その後、A社からどこの倉庫に入れるか指示が来る。それをB社に伝える。それにより、指定の倉庫に入っていると認識していた。」

#### ウ. 架空循環取引に関するa氏の認識についての当委員会の認定

s氏は当委員会によるインタビューにおいて、a氏に仕入先がA社と伝えたことはなく、a氏はA社が架空取引や取引が循環している事実は知らなかったと思うと述べている。r氏も当委員会によるインタビューにおいて、a氏に対してA社が中古ゲーム機をB社に販売していることを伝えたことはなく、a氏は架空取引や取引が循環している事実は知らなかったはずだと述べている。

また、a氏はH社代表取締役t氏と相談し、B社→H社→A社の商流で取引を行っていたが、t氏も、a氏が架空取引である事実を知っていれば取引をしなかったろうから、おそらく知らなかったと思われる旨述べている。

さらに、a氏とr氏、a氏とs氏のLINE記録や、メール記録、デジタルフォレンジック調査の結果復元されたデータ等を検討しても、a氏が架空取引に基づく資金循環取引であると知っていたことを窺わせる事実は認められなかった。

当委員会は、a氏が本件循環取引において、結果として重要な役割を担っていたことは疑いようがないが、当該取引が循環取引であった事実および架空であった事実については把握していなかったと判断した。

### ③ 共和における当該取引の管理

#### ア. 与信管理等

前記のとおり販売先であるA社に対する与信額は大きいものではないが、与信超過を回避するため、a氏は共和とA社の間に複数社を介在させていた。このため通常の与信管理では特段の問題とはならなかった。

#### イ. 期末等における在庫の実在性確認

共和では、従来から倉庫業者の在庫証明書を入手していたが、在庫証明書と共和の帳簿上の在庫数量は一致していた。

当委員会の集計では、A社向け在庫の2019年3月以降の月末残高は次のとおりである。

(単位：円)

2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月
58,415,380	68,360,000	70,052,000	56,529,200	120,221,200	137,080,000	0	0	0

中古ゲーム機の在庫金額が増加してきたことから、2019年3月末には監査室長と経理部副部長がM社の倉庫に行き、実地棚卸を行った。その結果、帳簿在庫と現物が一致していることを確認した。

### ④ その他共和の役職員の本件取引の認識

#### ア. 専務取締役c氏

それまで総務や人事を管掌したことはあったが、2018年6月以降機器の仕入等を担当する業務部が専務の所管となった。

毎月20日過ぎになると、B社から大量の機器を仕入れてA社に販売する稟議が上がってくるので、A社の先でどこがそのように大量のゲーム機を購入するのか疑問に思っていた。市場の環境は、新規の大型路面店のゲームセンターが次々できるような時代でなくなっているからである。業務部長に確認したり、間接的にa氏に確認するよう指示を出したりしたが、販売先は不明であった。a氏によれば、ディストリビューターが自分の仕入先に大口販売先を明かすと、中抜きして取引されるため、商取引上のルールでディストリビューターは販売先を明かさないことになっているとのことであった。

その後も大量の機器の取引が続いたため、業務部長に機器の納品先を確認したところ、直送先の倉庫業者からの在庫証明を確認後、仕入代金の支払いをしているため、在庫の

実在性については問題ないとの説明を受けた。

ところが、2019年9月のB社に対する支払い稟議書（A社に販売分）の記載内容に、中古市場でなかなか手に入らないアニマロット3台が含まれていた。自社のアピナ印西店で当該機器を導入しようとしていたがなかなか見つからず、ようやく1台手に入れたところであった。ゲーム機メーカーでは、新しい機器を出すと、その機器が当たるかどうか分からないため製造を止めてしまい、再度、生産することはない。そのため、中古市場が存在するが、人気機種は手に入りにくい。

専務としては、この件で、在庫の実在性につき強く疑問を持ち、現物確認するまで支払いをしないように経理に指示した。

9月末に業務部長に在庫の実査を指示し、9月末近くになってa氏にどこに在庫があるのか確認したところ、機器の納入が間に合わない旨連絡があったとのことで、当該支払いは行わないことになり、在庫確認も行われなかった。

その後、A社からの入金があるか心配していたが、10月末には入金があった。しかし、12月2日の入金がなかった。

#### イ. 常務取締役d氏

A社に対しての与信管理や仕入先への支払いに気を配っていた。また、徐々に在庫の実在性についても留意するようになった。

そこで、次のような対応を取っていた。

- ・ 売掛債権に対する保険加入
- ・ A社への手形での販売をやめ、現金販売に取引条件を変更
- ・ 中古ゲーム機仕入代金の前払い禁止（商品引き換え払いは、後払いに変更）
- ・ 2019年6月からは取引時に在庫の保管証明書（写し）を稟議に添付するよう指示
- ・ 同年8月末からは、取引時に在庫の保管証明書原本添付を指示
- ・ 同年9月末には、月末在庫の現物確認を業務部長に指示
- ・ 一部中古ゲーム機のシリアルによる出所追跡調査
- ・ A社本社訪問による実態調査
- ・ 10月から売掛債権がゼロになるまでの間、a氏へA社との取引中止を厳命

上記のとおり、少なくとも2019年6月末前に中古ゲーム機の実在性について疑念を持つことはなかった。その後、B社への仕入代金支払い時には、保管証明書を入手したり現物確認を指示したりして、実在性についても確認を行うよう留意していた。

なお、12月2日にA社代理人弁護士から、破産手続開始の申立を前提とした事業停止の通知を受け取ったのち、d氏とa氏は大阪に向かい、同じくA社の債権者であるF社のy氏と面談した。その際に、B社がA社から仕入れていたという情報を聞き、初めて循環取引の疑念を持った。

ウ. 東京支店長 g 氏

g 氏は、次のように述べている。

「B社からの仕入が急に増えたことについては、B社からの案内が増えたからであり、A社への販売が決まっていることを前提として仕入れを行っていた。

現物が無いという懸念はなかった。B社は、メーカー直営店からの仕入れが多く、メーカー直営店の売上対策としての中古ゲーム機売却の受け皿になっていると思っていた。」

業界では、メーカー直営店が、減価償却の終わった中古ゲーム機を売却して益出しを行うという情報があり、B社はそのようなルートから大量の仕入を行っているという認識であった。そのため、在庫の实在性について疑ったことはなかった。

#### ⑤ 結論

中古ゲーム機の販売は、ほぼ a 氏が一人で行っている。a 氏を管理する立場の東京支店長 g 氏や常務取締役 d 氏等役職者についても、インタビュー結果や書類の閲覧結果、デジタルフォレンジック調査の結果から、架空取引に基づく資金循環であることは知らなかったと判断した。

#### (6) 類似取引の有無の調査

これまでの調査で、B社→共和→A社という直接的な取引の流れではなく、B社→他社→共和→A社という商流も認められたことから、類似取引が存在する可能性も否定できないため、機器販売取引が現物を伴う取引であったかの調査を行った。

調査対象期間は、中古ゲーム機については、中古ゲーム機取引が始まったのは2015年7月であることから、2015年4月以降2019年12月までとし、新品機器取引については架空循環取引の疑義がないこと、および架空循環取引は、その性質上、継続的に実行されるものであり、もし過去に架空循環取引が行われていたとすると現在も継続していると考えられることから、2019年4月以降の取引を対象とした。

調査の概要は、以下の図のとおりである。

区分	商品種類	手続	
新品	ゲーム機	全件運送記録等突合	2019年4月以降12月までの取引を検証し、問題がなければ過年度も問題なしと推定
	ゲーム機以外（景品、用紙、部品等）	無作為抽出によるサンプル数を運送記録等と突合	
区分	取引先	手続	
中古ゲーム機	仕入先・売上先どちらかがオペレータ、LINE記録等から本件と無関係のディストリビューター	確認状の発送	2015年4月以降の全取引について検証
	取引相手がディストリビューターで上記以外	運送記録等で現物確認できるもの	
		現物なしと認定	

#### ① 新品取引

2019年4月以降の新品のゲーム機の販売実績は288件である。当該全取引について、メーカーから取り寄せた出荷記録やドライバー情報と突合した。

上記の結果、新品のゲーム機については、すべて実在性が確認された。

ゲーム機以外の景品等については、取引記録の中から乱数を使ってランダムに抽出した60件の取引記録について、メーカーから取り寄せた出荷記録やドライバー情報と突合した。その結果、ゲーム機以外の新品商品についても実在性があると判断した。

以上により、2019年4月以降の新品に関する取引については、架空循環取引に該当するものは存在しないと判断した。

#### ② 中古ゲーム機取引

中古のゲーム機で、仕入先・売上先のどちらかがオペレーターか、LINE記録やa氏等へのインタビュー結果から本件取引に関係がないと判断されたディストリビューターに対して、延べ88件の確認状の発送をおこなった。これらの確認状の回答については、すべて回収済みである。このうち、回答に相違のあるものについては、新品が含まれている、付随費用である運送費分であるなど、差異の理由は明確であり、取引の実在性を否定する回答はなかった。確認状の発送先の選定は調査の初期段階で行ったため、その後の調査の過程で本件取引への関係性の疑義が生じたディストリビューター等については、調査最終段階で、B社からA社への商流に関与している会社でなかったか、再度a氏にインタビューを行う等の手続きで補完した。

また、売上先がA社等でも運送記録や機器の整備記録があるものは、取引の実在性があると認定した。

### 3. a氏の不正行為に関する調査

#### (1) B社へのプール金取引

##### ① B社へのプール金取引の概要

a氏やs氏へのインタビューから、B社のa氏への申出価格よりも高い価格で共和に買い取らせ、資金をB社にプールしていたことが明らかとなった。

a氏からB社への2019年8月27日のLINE記録によれば、その総額は35,494,000円であり、a氏がs氏に購入を依頼していた携帯電話やゴルフバッグ、ゲーム機等と、共和で北海道から見込違いで仕入れたことによる損失分のB社への付け替え分3,068,116円を控除し、残高が32,425,884円である旨記載がある。

B社作成の資料から、そのような取引を集計した結果が次の表である。

(単位：千円)

品名	①	②	③	販売先	B社請求日	④	⑤	⑥
	数量	B社からa氏への提示単価	(①×②) B社提示価額			B社請求単価	(①×④) B社請求額	(⑤-③) 差異
クレナフレックス	20台	289	5,780	H社	2019/5/27	263	5,253	△ 527
UF09	39台	640	24,960	共和	2019/7/26	700	27,300	2,340
海物語in沖繩サマーパッケージ	9台	3,600	32,400	S社	2019/7/26	3,800	34,200	1,800
海物語ラッキーマリンシアターDX	5台	5,900	29,500	S社	2019/7/26	6,200	31,000	1,500
クレナフレックス2	60台	540	32,400	共和	2019/7/26	570	34,200	1,800
クレナフレックス2	80台	540	43,200	共和	2019/8/29	600	48,000	4,800
TRY POD	18台	420	7,560	共和	2019/8/29	460	8,280	720
モンスターハンターメダルハンティングG	1台	6,200	6,200	S社	2019/8/29	6,500	6,500	300
アラビアンジュエル	2台	1,400	2,800	S社	2019/8/29	1,600	3,200	400
アラビアンジュエル	1台	1,400	1,400	S社	2019/8/29	1,600	1,600	200
アニメロッタ4	1台	4,500	4,500	S社	2019/8/29	4,800	4,800	300
クレナフレックス	40台	265	10,600	共和	2019/8/29	295	11,800	1,200
パベルのメダルタワー	1台	5,150	5,150	S社	2019/8/29	5,250	5,250	100
デカクレα	39台	435	16,965	K社	2019/9/25	300	11,700	△ 5,265
みにっちゃん	39台	270	10,530	H社	2019/9/25	200	7,800	△ 2,730
UFOトリプルツイン	3台	670	2,010	H社	2019/9/25	630	1,890	△ 120
合計			232,355				242,773	10,418

これによれば、2019年5月以降のB社請求分のうち、16件について、B社提示価格と異なる価格で取引しており、共和及びC社が高く買い取り、後述するがa氏が個人的に利益を得ていたH社、I社は安く買い取っている。なお、当該取引単価の決定は、a氏は自身が行っていたと述べている。B社作成資料は2018年9月1日以降の取引であるから、プール金の総額からすれば、それ以前の取引でも同様の買取価格の操作を繰り返していたと考えられる。

また、共和がB社等からの請求に基づき支払っていた運賃や倉庫料についても、a氏が共和に請求するようB社等に指示していたものがあることが判明している。a氏によれば、プール金捻出のために送料の名目でB社等から共和に請求をかけたことが

ある旨述べている。

運賃や倉庫料のうち、共和が負担すべき費用が明確でない取引は2015年4月以降の合計で、5,372,400円である。

## ② プール金取引実行の動機

B社へのプール金取引の目的について、a氏は、H社の売上や利益を伸ばすことが第一であり、B社にプールしておいて、H社やI社の機器仕入を安くしてもらえたらいいと考えていた。また、赤字取引等の問題が起きたときの損失補填資金であったと述べている。

## (2) a氏の競業取引の調査

### ① 競業取引の概要

a氏は共和と同業の取引を行う会社で取引を行っていた競業の事実が認められる。

B社から提出された資料により明らかとなった商流で、a氏が関与し、競業取引を行っていた会社は次のとおりである。

商号	代表者	登記上の主な事業内容	備考
H社	t氏	古物商、ゲーム機器の輸出入及び卸売り	取締役 α氏は、a氏の母親。ゲーム業界の経験なし
I社	y氏	ゲーム機の製造、販売、貸付等	代表者はF社と同じ
J社	β氏	アミューズメント機器等の販売、ネイル・美容関連商品の製造販売輸出入等	解散手続き中 取締役z氏はG社の社長。a氏も取締役。 z氏が各国の美容器の輸入をしていたので、それも含めて事業展開予定

### ア. H社

H社について同社の代表取締役であるt氏からインタビューした内容は、概要以下のとおりである。

「H社は2018年12月7日設立の会社である。a氏とH社代表取締役のt氏は、以前同じ会社に勤務していて知り合いであった。t氏は個人でQという商号で事業を行っていたところ、a氏の依頼でA社との取引を開始し、2018年1年間で約700万円の利益があり、そのうちいくらかがa氏に渡った。その後、個人事業であるQを法人成りさせて、2018年12月7日にH社を設立した。その際、a氏からH社に売上を回すので、分け前が欲しいとの要求があったので、相談の上、a氏の母親を取締役として役員報酬を支払い、またa氏にも報酬を支払った。さらに、法人カードの私的利用もある。それら



を含め多額の金銭が H 社から a 氏に渡った。」

また、次のようにも述べている。

「設立した 2018 年 12 月以降 2019 年 11 月までの販売実績は、A 社が 5 億 3000 万円、F 社が 1 億 1500 万円、K 社が 1 億 7000 万、L 社 6000 万円等である。粗利は 10%くらいなので、1 年間で 8000 万円以上の粗利があった。」

これは s 氏から提供された資料で、当委員会が集計した B 社から H 社への売上 8 億 2878 万円とも概ね整合する。

#### イ. I 社

I 社は、2019 年 5 月 21 日設立の会社である。

a 氏へインタビューしたところでは、B 社→H 社→F 社→K 社、L 社→A 社という商流で取引していたが、支払が煩雑になるため F 社の代表取締役である y 氏が設立したということである。(I 社の代表者も y 氏である。)

s 氏から提供を受けた資料では、B 社から I 社への販売額累計は、第 2 章 第 2 2. (2) に記載のとおり 3 億 4200 万円に上る。

a 氏は、I 社から法人クレジットカードの使用を認められており、s 氏が y 氏から入手した a 氏のカード利用履歴 (2019 年 7 月 17 日から 2019 年 12 月 1 日まで) によれば、遊興費等で多額の利用がある。

2019 年 12 月 11 日に、常務取締役 d 氏と東京支店長 g 氏が y 氏に面談して聞き取りした結果の報告によれば、「a 氏へは、I 社から毎月数十万円を現金で渡していた。当初、a 氏からリベートの要求がなかったかを d 氏に尋ねられた時にないと嘘を言ってしまったことへの謝罪があった。」とのことである。

#### ウ. J 社

J 社は、2019 年 7 月 1 日設立の会社で、G 社代表取締役 z 氏、a 氏が取締役に名前を連ねている。

a 氏によれば代表取締役の β 氏は、z 氏の部下である。a 氏は、いずれ共和を退職し、H 社と J 社の 2 社で事業を行うつもりだった旨述べている。

B 社から J 社への取引は、B 社提供資料では 2019 年 10 月の 447 万円のみであるが、a 氏と r 氏の 2019 年 7 月 25 日の LINE 記録では、J 社の銀行口座がまだ開設できていないため、A 社から β 氏の個人口座へ 7 月 31 日に 1450 万円振り込むように指示している。当該 LINE 記録では、H 社への支払いの一部を J 社に回すと記載されている。

J 社は、その後、2019 年 12 月 24 日に解散決議をし、a 氏が代表清算人となっている。A 社から送金された資金がどのように使われたかは定かではない。

以上のとおり、a 氏は、自ら関与する会社を通じて競業を行って、利益を得ていた事

実が認められる。

他の会社の関与の背景について、資金繰りの観点から多くの会社を関与させた旨述べたが、さらに a 氏が自らの利益のためにも多くの会社を介在させていたことになる。

## ② a 氏による競業取引の動機

a 氏は、「近い将来にこの会社を退職して、H 社に入るつもりでいたので、自分が入る会社の基盤をつくりたかった。」と述べている。

一方、H 社から報酬を受け取ったり、H 社や I 社の法人カードを使用するなどして遊興していた。

## (3) 売上計上の意図的遅延

営業管理規程に定められた売上計上基準を見ると、商品を得意先に直送で納品した場合、仕入業者からの出荷及び送り状等をもって売上計上することになっており、原則として在庫は発生しない。

ところが、B 社から直接間接に仕入れて、A 社に販売する取引では、毎月共和の在庫がある。

在庫表から集計した 2019 年 4 月以降の A 社向け在庫は、次のとおりである。

(単位：円)

	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月
在庫残高	68,360,000	70,052,000	56,529,200	120,221,200	137,080,000	0	0	0

在庫が認められているのは、支払い稟議で A 社への納品日を 1 カ月程度後に設定し、決済を受けているからである。

たとえば、2019 年 6 月 21 日起案 27 日決済の支払稟議の内容は次のとおりである。

仕入先 B 社 機械引取日 2019 年 6 月 26 日

仕入内訳 UF09 45 台 単価 70 万円 31,500,000 円 (税込 34,020,000 円)

クナ 2 クイーン 37 台 単価 57 万円 21,090,000 円 (税込 22,777,200 円)

機械引取日 2019 年 6 月 26 日

支払日 2019 年 6 月 27 日

支払額 53,110,000 円現金 100%

通常サイト 月末締め翌月末払い、現金 100%

機械納品先 A 社

販売内訳 UF09 45 台 単価 76 万円 34,200,000 円 (税込 36,969,000 円)

クレーン	37台	単価62万円	22,940,000円（税込24,775,200円）
販売金額合計			57,140,000円（税込61,711,200円）
機械納品予定日	2019年7月25日予定		
回収条件	20日締め翌月末払い現金100%		
回収日	2019年9月末日現金100%		

このような支払、回収条件を設定したのは、a氏が取引全体の資金繰りを考えていたからである。

上記の支払い稟議の条件であれば、B社は6月27日に現金を受け取るが、A社が共和に売上代金を支払うのは9月末でよいことになる。

a氏は、このような支払稟議を毎月のように作成して申請し決裁を受けていた。

また、上記機器についてr氏からa氏へ、2019年7月17日にLINEで、UF09 45台についてN社に、クレーン 37台についてはM社の倉庫に納品するよう指示が出ている。ところが、a氏が売上計上したのは、2019年8月25日である。納品日どおり売上計上せずに遅らせることでA社の資金繰りに協力していたと考えられる。

#### （4）不正に関する件外調査

（1）から（3）のようなa氏の行為と同様の不正がないかについて、本社役職員（アルバイトを除く）53名に対してアンケートを実施した。アンケートは、すべて回収した。その結果、同様の不正はないと認められる。

#### 4. 結論

調査の結果、当委員会の結論は以下のとおりである。

##### (1) 架空循環取引

B社から直接間接に共和が仕入れ、直接間接にA社に販売した中古ゲーム機取引の多くが架空循環取引であった。当該取引は、A社主体で行われ、a氏及び共和の役職員は当該事実を知らなかった。

##### (2) 不正取引

- ① a氏は、共和からB社への支払いにあたって、仕入金額を水増ししたり、本来負担の必要のない運賃等を共和に負担させたりすることで、B社に資金をプールしていた。a氏からB社社長s氏へのLINE記録によれば、プール金の総額は、32,425,884円であった。
- ② a氏は共和と同業の取引を行う会社（H社、I社、J社）の取引に関与しており、競争の事実が認められた。
- ③ a氏は、売上時期を意図的に遅らせることで、A社の資金繰りに協力していた。
- ④ アンケートによる件外調査の結果、同様の不正はないものと認められる。

### 第3 財務諸表等への影響について

これまでの調査から、直接間接にB社から共和を経由してA社に至る取引は、物品の売買取引ではなく架空取引に基づく資金循環と認められることから、会計上は、これら取引に関連する科目を消去する必要がある。また、共和が負担すべきでない運賃等についても修正が必要である。

この結果、2015年7月以降の取引による共和の過去の財務諸表等への影響は、次のとおりである。

(単位：千円)

期	期間	売上	売上原価	粗利益
30	2015年4月1日～2016年3月31日	35,170	33,078	2,092
31	2016年4月1日～2017年3月31日	144,271	137,481	6,790
32	2017年4月1日～2018年3月31日	324,422	308,816	15,605
33	2018年4月1日～2019年3月31日	624,334	585,204	39,129
34	2019年4月1日～2019年12月31日	590,970	557,172	33,798
	合計	1,719,167	1,621,752	97,414

## 第4章 発生の原因分析

### 第1 架空取引に基づく資金循環取引

本件取引は、A社が、共和のa氏をはじめ多くの会社を巻き込んで架空取引を継続し、A社の事業停止を契機に発覚した事案である。

A社が事業停止するまで発見できなかった主な理由は次のとおりである。

#### 1. 業界の商取引上のルール等

中古ゲーム機のディストリビューターの業界では、自社の仕入先や販売先は明かさないという商取引上のルールがある。これは、商流において中抜きさせないためである。A社はこの業界のルールを利用してa氏を循環取引の中に組み込んでいたものと考えられる。

#### 2. 保管証明書の偽造等

実際には、物が入っていないにもかかわらず、r氏は、M社に依頼し、虚偽の保管証明書を発行させた。

この保管証明書原稿を作成したのはa氏であるが、第2章 第2 2. (5) ②イ. で、a氏はM社が他にもたくさんの機器があるため、どの機器か明確にするために原稿を作成した旨述べている。しかし、実際にはB社とA社をつなぐ様々な商流で物が納入されているので、a氏としては誤った証明書が発行されないように、共和分の在庫数量を記載した保管証明書の原稿を作成したものと推測される。現物がないことを知っていながら、M社に保管証明書発行を依頼したのはA社であると考えられる。

一方、在庫の保管証明書の発行を依頼されたM社は、発行された保管証明書が、共和の側でB社への支払いのための重要な書類（2019年6月以降、共和ではB社への支払稟議決裁時に倉庫業者の保管証明書添付が必要であった。）だというような認識はなく、共和が上場会社なので、何らかの理由で必要なだろうと推測し、A社に言われるがまま発行していた。

また、N社がr氏にゴルフ場で会った際に、同業者等が倉庫が必要な時はN社に紹介してほしい旨話をしたところ、その後r氏はN社に対して、「A社はN社を使っていると皆さんに言っているので、そういう問い合わせがあったら、入ってますよとおいてね。」という依頼をしている。しかし、N社は、A社との取引は一切なかった。

このように保管証明書を偽造させたり、倉庫業者へ口裏合わせを依頼したりするなどのA社の行為により、架空取引に基づく資金循環であった事実が長期間露見しなかった。

一方、共和は、自社の多額の在庫を継続的に保管していることとなっている倉庫業者の信頼性を確認せず、また契約書も交わしていない。取引金額や在庫金額を踏まえて、より高頻度で在庫確認を行っていれば、資金循環取引であることを発見できた可能性が高い。

### 3. 業界環境の分析が不十分

全国的に、ゲームセンターの数が減少する中で、仮に店舗閉鎖で多数の中古ゲーム機の買取案件として出てきたとしても、そのような大量の中古ゲーム機を購入する店舗が毎月あるとは考えられない。

そのような業界環境に置かれている事実を認識しながら、共和では架空取引の可能性を長い間疑ってこなかった。

本来、業界環境の分析を行い、それと本件取引規模の整合性を検討すれば、より早い段階で会社として対応することができたはずである。

### 4. リスク分析が不十分

共和は、もともとゲームセンターの運営と新品のアミューズメント機器をゲームセンターに販売することが主な事業内容であった。新品を納入する際に、ゲームセンターから中古品を引き取り、他のゲームセンターに販売することはあったが、取引の規模は小さかった。

その後、中古ゲーム機のビジネスを拡大する目的で、a氏を雇い入れた。

しかし、中古ゲーム機をディストリビューターから仕入れてディストリビューターに販売する取引については、現物を確認することが困難な取引であり、架空取引となるリスクをもともと孕んでいる。

それにも関わらず、リスクの分析を十分行うことなく、当該中古ビジネスが拡大しても在庫証明を取って取引する等運用の見直しを行ってきたものの、リスクの大きさに対応する統制の見直しを行ってこなかった。

架空取引となる可能性が高いビジネスであれば、納品時に立ち会う等、現物確認を行うためのより強力な内部統制の構築が必要であった。

### 5. 与信管理の不徹底

A社への与信は、社内の格付けによる信用限度を超えていたため、与信限度申請書を起案し与信限度額を拡大して来た。

毎月の与信残高と実際の与信額を比較すると、次の表のとおりである。

(単位：円)

	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月
与信限度	180,000,000	180,000,000	180,000,000	180,000,000	180,000,000	210,000,000	290,000,000	290,000,000
前月末残高	163,781,784	141,733,800	146,475,000	154,688,400	156,307,320	254,565,720	289,168,920	136,360,800
当月売上	60,345,000	80,136,000	74,552,400	41,254,920	138,758,400	136,069,200	0	0
当月入金	82,392,984	75,394,800	66,339,000	39,636,000	40,500,000	101,466,000	152,808,120	0
月末残高	141,733,800	146,475,000	154,688,400	156,307,320	254,565,720	289,168,920	136,360,800	136,360,800

2019年8月末、9月末は、承認された与信限度を超過しているが、取引が継続している。

10月2日になってa氏から提出された与信限度申請書には、10月回収分の1億4千万円を9月回収と勘違いした旨記載されているが、8月末の超過については言及がない。

1億4千万円の売掛金の回収期限を誤っても、社内的になんらチェックが働いていない。

また、与信限度の拡大は、上記案件を除き、形式的には社内規程に従っている。しかし、次の点で問題がある。

- ・ 職務権限規程によれば、東京支店の得意先の与信限度を拡大する場合、与信が2,000万円を超えかつ社内格付けによる信用限度を超えると経理部長の合議を経て社長決裁となる。当該内容は、後日開催される取締役会でリスク管理状況報告に含めて報告されるが、事後の報告である。しかし、リスクが大きくなれば様々な観点から検討する必要がある、より多くの関係者の合議とすべきである。この点で、共和の与信限度拡大の統制は不十分である。
- ・ 与信管理規程によれば、一時的に与信限度を超えるときは与信限度申請書により決済を受けて与信限度の増額を行い、スポット取引の決済が完了した時点で従前の与信限度に戻る旨の記載がある。ところが、2018年9月28日に起案決済された与信限度申請書を見ると、元の与信限度に戻るのには1年後と記載されている。これでは、社内制度として格付け等で与信限度を決めた意味がない。長期にわたってリスクが継続することになり、その点で共和の与信管理の運用は不十分である。

## 6. 在庫管理の不備

第2章 第2 3.(3)で述べたが、営業管理規程に定められた売上計上基準によれば、商品を得意先に直送で納品した場合、仕入業者からの出荷及び送り状等をもって売上計上することになっており、原則として在庫は発生しない。

ところが、B社から直接間接に仕入れて、A社に販売する取引では、毎月のように共和の在庫があった。稟議書によれば、共和が仕入後、A社の指定倉庫で保管することになっている。販売先の指定倉庫に納品し販売先の所有物として保管するのであれば理解できるが、販売前に相手先の指定倉庫に納入し共和の在庫とする取引自体が異常である。

また、稟議決裁された在庫期間を超えていても、社内では問題とされていない。すなわち、共和では適切な在庫管理が行われていたとはいえない。

## 7. 取引にあたっての現物確認

共和では、B社から直接間接に中古ゲーム機を仕入れるにあたって、現物の確認を全く行っていない。決算期末に在庫の確認を行うことはあったが、取引時点で在庫確認を行わないのでは、架空取引を助長するようなものである。



2019年6月以降取引に際して在庫証明を取る等運用を改善している事実はあるものの、過去、問題なく入金していたために、現物の確認をせずに継続的に取引を行ってきた点は大いに問題がある。

## 第2 a氏の不正

本件調査で、a氏が競業や仕入価格の水増し等により、共和に損害を与えたり、自らの利得を図ったりしていたことが明らかとなった。

### 1. B社へのプール金の存在

LINE記録やa氏へのインタビューにより、B社が提示した仕入単価よりも高い単価で取引を行い、共和から当該仕入代金の支払がなされていた事実が明らかとなった。また、必要性が定かではない運賃等も当該プール金に含まれている。

東京支店や業務部で単価については著しく高くないかのチェックは行っていたとのことであるが、それでは不十分である。

職務権限規程によれば、販売先が決定している商品については、g氏精査済みであることを条件に業務部マネージャーの権限で仕入計上できる。しかし、中古品であるため、現実的に単価の妥当性について精査することは不可能である。

取引金額も多額に上ることを考えると、仕入の担当と売上担当を分ける等の統制のデザインも検討すべきであった。

また、東京支店では、運賃等については、取引承認時に内容確認を行って必要性を把握すべきであった。しかし、そのような確認が十分なされることなく支払いが行われた。

そのような点で、リスクの評価と対応、日常の管理が不十分であったと言える。

### 2. 競業取引

a氏は、H社やI社等を利用して、報酬やリベート等の利益を得ていた。当該行為は、従業員としての誠実義務に違反する。

共和が、中古取引のリスクを十分検討し、当初から購買担当と販売担当を分離したり、ジョブローテーションを行っていたら、防止できた可能性がある。

### 3. 売上時期の意図的遅延

共和では、稟議決裁された売上計上予定時期よりも実際の売上計上が遅くなっても、報告したり、モニタリングする制度が整備されていない。そのため、当該事実を見逃した。

### 第3 管理部門の機能

#### 1. コンプライアンス体制

これまで述べてきたように、中古ゲーム機の販売には大きなリスクが伴うにもかかわらず、十分な統制の整備運用が行われてこなかった。また、従業員の不正や競業を見逃してきた。

本来、リスクの評価をしっかりと行って、それを踏まえた統制をデザインすべきであるが、それがなされていない。これは、管理部門が十分機能していないためである。

また、監査室は、常にリスクを踏まえた監査を実施しなければならないが、統制の確認を十分行っておらず、深度のある監査が行われていない。

さらに、取締役会は、内部統制システムを整備・運用していく責任を負っているが、特にリスク管理やコンプライアンス体制の強化が不十分であったと言える。

#### 2. 適時開示

共和では、A社から事業停止の通知を受けた2019年12月2日、「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」にて、A社に対する約142百万円の売掛金が回収不能となる可能性について適時開示した。その後、共和では、A社が循環取引を行っていたのではないかという情報を入手するとともに、倉庫業者のインタビューによって架空取引の事実を把握したものの、回収不能見込額が共和の売上高の1%程度であって業績に与える影響は少額であると考え、また、取引担当者であったa氏に対するインタビューにおいて、a氏が循環取引や架空取引についての認識はなかったと述べたことから、a氏の架空循環取引への関与はなかったものと判断し、同年12月26日に第三者委員会を設置したものの適時開示はしなかった。

第三者委員会では、2020年1月16日開催の第5回委員会において、架空循環取引の事実を認定し、同月29日開催の第6回委員会において、架空循環取引を認定した報告書内容を協議するとともに、架空循環取引について調査範囲を拡大して追加調査等をするようになった。

共和では、2月3日、「当社における不適切な取引の判明に関するお知らせ」にて、第三者委員会を設置したこと及び調査実施期間を2月13日までと予定していること、架空循環取引の事実等について適時開示した。そして、2月10日、「第三者委員会の調査期間延長に関するお知らせ」にて、予定していた調査実施期間を2月13日から1か月程度延長されることが適時開示された。

共和の管理部門においては、業績に与える影響が少ないと考えたこと、取引担当者であったa氏が架空循環取引について認識していなかったとの報告を受けていたことなどから、今回の架空循環取引に関する投資家への開示が遅れた。

2019年12月26日、第三者委員会を設置した時点で適時開示し、2020年1月16日に第三者委員会が架空循環取引を認定した時点で適時開示することが、上場会社として望ましかったものと考えられ、今後の改善が必要である。

## 第5章 再発防止策の提言

### 1. リスク管理の強化

架空取引に基づく資金循環や、従業員不正については、リスクを的確に把握して評価し、未然防止や早期発見が行える統制を整備して運用していくことが重要である。共和でも、保管証明を取ったり保険を増額する等の対応はとっていたものの、統制の見直しは必ずしも十分とは言えなかった。今後は、常にリスクを評価するとともに、変化に応じた内部統制制度の整備運用が必要である。当該責務は、取締役会が負う。

### 2. 業務プロセスの見直し

ディストリビューター間の中古ゲーム機の直送取引については、業務プロセスの中で、現物確認をどのように実施し、リスクを軽減するか検討する必要がある。

仮に、業務プロセスの見直しを行っても、リスクが軽減できない場合、あるいはリスクを軽減するためのコストが多額となり利益が得にくい場合には、当該ビジネス自体禁止するルールを設けることも考えられる。

### 3. ジョブローテーションの実施

購買担当者の不正を防止するために、定期的なジョブローテーションは有効である。

また、管理者についても、新しい視点で業務の確認ができるため、ローテーションは有効である。

### 4. コンプライアンス意識の醸成

今回、多額の機器取引が、社内規程に反した手続きで行われていた。

また、社員の競業や不正行為も見つかった。

役職員には、法令や社内規定を遵守する教育を継続的に行うとともに、管理者は部下の遵守状況を常に把握している必要がある。

### 5. 管理部門の強化

与信限度の逸脱や決裁を受けた期間より在庫期間が長期化するなど、モニタリングが不十分であった。今後は、管理部門を強化し、モニタリングを充実させる必要がある。内部統制制度は不断の見直しが必要である。そのためにも、適材を配置し管理部門を強化する

ことが重要である。

監査室についても、書面上の形式的な監査に終わることなく、常にリスクを踏まえた監査が必要であるから、実効性ある監査を実施する体制を整備する必要がある。なお、2020年4月1日以降開始事業年度から J-SOX の監査も始まるため、体制の整備は急務である。

## 6. 最後に

本件は、A 社による架空取引に共和が巻き込まれたものであるが、リスクに応じた社内体制を整備して運用していれば、より早い段階で発見できた可能性が高い。

さらに、共和の社員が、当該架空取引の商流の中で自らの利得を図っていた事実もあり、上場会社としての社会的な責任は重い。

今後は、上場会社としての社会的責務を自覚し、これまで以上に社会に貢献できる会社となるよう全社で取り組んでいく必要がある。